

「第 11 次戸田市交通安全計画(案)」

意見募集期間

令和 3 年 7 月 16 日 から 令和 3 年 8 月 16 日 まで

概要

戸田市では、交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、交通安全対策基本法（昭和 45 年法律第 110 号）に基づき、昭和 46 年以降、5 年ごとに 10 次にわたり「戸田市交通安全計画」を策定し、各種対策を推進してきました。

第 10 次交通安全計画の期間満了に伴い、引き続き、交通安全対策全般にわたる諸施策を推進するため、令和 3 年度から令和 7 年度（5 か年）までの第 11 次戸田市交通安全計画を策定します。

市民生活への影響

歩行者、自転車、自動車のそれぞれが安全に通行できる道路交通環境の整備が進むことにより、さらなる交通事故減少につながります。

また、交通安全教育を行うことにより、人命尊重の理念の下、正しい交通ルールとマナーを遵守することで、市民一人ひとりが交通社会の一員として責任を持ち、相手の立場を尊重することができる人材の育成につながります。

